

はじめに

「食料・農業・農村の動向」（食料・農業・農村白書）は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村の動向に関する報告を毎年国会に提出しているものです。

現在、東日本大震災からの復旧・復興が、政府にとって最大かつ最優先の課題です。今回の被災地の多くは農山漁村です。我が国有数の食料基地である東北地域をはじめとする被災地の復旧・復興を一刻も早く成し遂げることが重要です。また、東日本大震災は地震と津波に加え、原子力発電施設の事故に伴う放射性物質による大規模な汚染という未曾有の被害をもたらしました。中でも福島県の被害は深刻なものであり、迅速かつ万全な対応を図ることが求められています。

このようなことから、本報告では、冒頭に「東日本大震災からの復興1年～復興への歩みに向けて～」とする特集章を設け、地震・津波、原発事故による農業分野への影響、消費者の意識の変化や食品産業の動向、被災地域の農業の復旧・復興に向けた取組等について、幅広く記述しました。

また、記述に際しては、被災した農業者や食品産業関係者等へのインタビュー等を通じて現場の状況をリアルに把握し、ありのままを伝達するよう努めました。

平成23（2011）年度は、平成22（2010）年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」の2年目に当たります。この基本計画は、

- ① 途上国の人口増加や経済発展に伴う資源や食料の消費の増加や、バイオ燃料の増産等の農産物の用途の多様化に伴って食料の需給がひっ迫基調にあること。こうした中で、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分に対応できておらず、食料自給率は低迷したままとなっていること、
- ② 我が国の経済社会が成熟化し、人々の価値観・ライフスタイルが多様化している中で、農村で農業が営まれることにより発揮される水源の涵養や国土保全への貢献等の多面的機能が重要となっていること、
- ③ 他方、農業・農村は、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化といった厳しい状況に直面していること

という背景を踏まえ、大幅な政策の転換を図り、「国民全体で農業・農村を支える社会」を創造するため、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付けたものです。

この中で、「戸別所得補償制度の導入」により生産者を下支えし、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換」により消費者の理解を得るとともに、「6次産業化による活力ある農山漁村の再生」により農業・農村の発展を図ることを農政の3本柱として位置付け、これを基本とした各般の施策を一体的かつ着実に実施することとしています。そして、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、平成32（2020）年度の食料自給率を供給熱量ベースで50%（生産額ベースで70%）に引き上げることを目標にしています。

この基本計画が策定されてから2年が経過したことを踏まえ、本報告においては、基本計画で示された施策の方向について、主要な項目ごとに達成度の検証を行いました。その上で、この2年間でどのような取組が行われ、どの程度まで達成されているのかを可能な限り具体的に記述しました。

今回の大震災を契機として、食料を供給する農林水産業が国民生活にとっていかに重要であるかが再認識されました。本報告を通じて、食料・農業・農村に対する国民的な関心と理解が一層深まることを期待します。